

## 在留届

在留届とは、テロや大規模災害などの緊急事態発生時に適時適切に情報提供できるよう、外国での住所や緊急連絡先などを届け出いただくためのもので、外国に3か月以上滞在される方は提出が義務づけられています(旅券法第16条)。

ルクセンブルクに住所を定めて3か月以上滞在される場合には、当館に在留届を提出してください。

### 1. 在留届の提出方法

当国にお住まいの方は、次の(1)(2)いずれかの方法で提出してください。

#### (1) 在留届を入手し、窓口、郵送、FAXにて提出する方法

在留届の用紙は、大使館の窓口で入手するか、下記よりダウンロードしてください。郵送をご希望の方は、大使館領事担当宛に、返信用封筒を添えて請求していただければ、郵送いたします。

在留届ダウンロード

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/todoke/zairyu/index.html>

#### (2) インターネットから「在留届電子届出システム」を利用し提出する方法

インターネットを通じて、在留届の提出や届出内容の変更、帰国の届出が出来るようになりましたのでご利用ください。

在留届電子システム <http://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

なお、本システムにて届け出られた方のみ、本システムを使用して帰国や住所変更等が出来る事になっています。

### 2. 住所変更届・帰国届

ルクセンブルク国内で転居した場合、電話番号・メールアドレス等に変更が生じた場合、日本に帰国した場合は必ず当館に変更または帰国の届出を行って頂きますようお願いいたします。

届出は、下記の必要事項を、電話、郵送、ファックスまたは電子メールにてご連絡ください。

### 変更届

(1) 氏名

(2) 現在の登録内容(住所、電話番号、メールアドレス等)

(3)新しい登録内容(住所、電話番号、メールアドレス等)

(4)(住所変更の場合のみ)転居日

### **帰国届**

(1)氏名

(2)現住所および電話番号

(3)転居先の国名

(4)移転予定日

※ 平成26年4月1日より、以下の方については、当館管轄地域から転出したものとして扱わせて頂きますのでご了承ください。

○ 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日を経過しても何のご連絡も頂けず、更にその後1年間、当館で在留が確認できない方

○ 「滞在期間」欄記載の滞在終了予定日が到来していない方のうち、1年以上の期間に渡り当館より連絡がつかない方